

住居確保給付金について

1. 住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失する恐れのある方を対象として住宅費を支給するとともに、八戸市生活自立相談支援センター（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

2. 支給を受けるための要件

申請時に以下の要件①～⑧の全てに該当する人が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮しており、住居喪失者又は住居喪失の恐れがある。
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表1の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）。

表1

世帯人数	基準額		収入基準額（基準額+家賃額）
1人	78,000円	+ 家賃額（ただし表3で設定されている額が上限）	108,000円
2人	115,000円		151,000円
3人	140,000円		179,000円
4人	175,000円		214,000円
5人	209,000円		248,000円
6人	242,000円		284,000円
7人	275,000円		322,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表2の金額以下である。

表2

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	840,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に、下記のとおり常用就職を目指した活動を行うこと。
 - ・ 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
 - ・ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
 - ・ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 支給について

(1) 支給額

- ・ 月収が基準額以下の方は、支給額は家賃額。ただし、次の表3による世帯上限額まで。

表3

世帯人数	上限額
1人	30,000円
2人	36,000円
3～5人	39,000円
6人	42,000円
7人以上	47,000円

- ・ 月収が基準額を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算定された額。
支給額＝家賃額（上記表3による上限額まで）－（月の世帯の収入合計額－基準額）

(2) 支給方法

市から大家の口座へ直接支払い

(3) 支給期間

3か月間

- ※ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長する事が可能（最長9か月間）

4. 申請について

(1) 受付窓口

八戸市生活自立相談支援センター（八戸市庁別館9階）

(2) 必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（窓口にて配布）
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入があるものについて、収入が確認できる書類の写し。
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し
- ⑦ 住居を喪失する恐れのある方は、住居の賃貸借契約書

5. お問い合わせ先

八戸市生活自立相談支援センター（八戸市庁別館9階）

TEL：0178（51）6655 FAX：0178（51）6656

